

7.理事選挙管理規定

2020年12月8日改訂

1. 本規定は会議所定款第62条に従い、又、定款を補足し、理事の選挙並びに会頭、副会頭の選出に関する手続きを規定する。
2. 本選挙規定の管理及び運営のため、選挙管理委員会を設ける。
選挙管理委員会の構成は、事務局1名、会員のうちから4名合計5名とし、理事会がこれを指名する。
選挙管理委員会は、各年次総会前60日までに構成し、本規定13条にもとづく異議申立期間満了をもって解散する。但し、理事会決議により、開催時期を延期できるものとする。
3. 選挙管理委員会は、各年次総会前50日までに新理事立候補届出用紙を全会員に配布するものとする。
4. 立候補に関する手続きは、次の通りとする。
 - (1) 立候補届は、年次総会前40日までに会議所事務局に提出するものとする。
 - (2) 立候補届には、立候補者の署名を要し、且、会員たる推薦者4名の署名を要し、これら署名なきものは、無効とする。
5. 選挙管理委員会は、年次総会前30日までに前項により提出された立候補届により、被選挙者を確定し、その記載順序を抽選により決定した上、被選挙者名簿を事務局に掲示する。
6. 選挙管理委員会は、年次総会前21日までに前条に従い、被選挙者氏名を記入した一覧表を、総会召集・その他総会に関する書類と共に全会員に配布し、投票方法を案内するものとする。
7. 各会員は、被選挙者28名に投票を行うものとし、27名以下、もしくは29名以上を記入・選択した場合は無効とする。
8. 投票は選挙管理委員会が定める方法で行うものとする。総会前日の午後5時までに委員会が受理したものを有効とし、総会当日に開票を行い、その結果を総会に報告する。
9. 選挙権は、別に定める議決権に関する規定に従う。
10. 理事候補者が定員若しくは、それ以下の場合は、全員無投票当選とする。
11. 会頭・副会頭の選挙は、新理事間において無記名投票を行い、総会席上にて承認を得るものとする。なお、この場合、選挙管理委員会が管理するものとする。無記名投票により、同点者の生じた場合は、別途定めるところによる。
12. 本規定において、会員とは年次総会前60日現在において、HONORARY MEMBER 及び GUEST MEMBER 以外の会員の資格を有するものをいう。
13. 理事選挙についての異議申立は、新理事成立後15日以内に文書をもって選挙管理委員会に申し立てるものとする。
14. 本規定の変更及び廃止は3/4以上の理事の決議により行われるものとする。